

交通政策審議会 技術分科会の立ち上げについて

この度、交通政策審議会の分科会として、新たに技術分科会を設置させて頂くことになりました。技術分科会の当面の業務内容や所掌事務は、以下に示すとおりです。

○ 当面の業務内容について

- 当面は、以下に示す国の研究開発機関の評価を順次実施する予定。
 - ・ 海上保安庁海洋情報部および海上保安試験研究センター
 - ・ 気象研究所
 - ・ (国土技術政策総合研究所)
- 国土技術政策総合研究所については、旧建設省および旧運輸省双方の機関を合わせて設置された機関であることから、機関評価の実施のあり方について検討中。

○ 国の研究開発評価について

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成13年11月28日、内閣総理大臣決定)において、その必要性が述べられている。
 - ・ 評価の客観性及び公正さをより高めるため、第三者評価を積極的に活用すること。
 - ・ 設置目的や研究目的・目標に則して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から評価を行うこと。

○ これまでの国の研究開発評価について

- 交通政策審議会の前身である、運輸技術審議会の研究機関等評価委員会において、以下のとおり機関評価が実施された。
 - ・ 平成10年度：船舶技術研究所(現在、独立行政法人海上技術安全研究所)
 - ・ 平成11年度：気象研究所
- その後、国の研究開発機関に対する評価は実施されていない。

○ 技術分科会の所掌について

(交通政策審議会令 第六条)

- 一 運輸技術及び気象業務に関連する技術の総合的かつ計画的な振興に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。